

会 員 各 位

大阪弁護士会 会 長 福田 健次
 日本CSR普及協会近畿支部 支部長 小原 正敏
 日本組織内弁護士協会関西支部 支部長 藪内 俊輔

日本CSR普及協会近畿支部 令和4年度セミナー
消費者関連法の改正動向と企業における留意点

本年5月25日、消費者契約法及び消費者裁判手続特例法の改正法が成立いたしました。

消費者関連法分野はここ数年改正が続いている法分野です。令和4年度は、消費者を取り巻く環境の変化により対応すべく、消費者契約法について、契約の取消権の拡大、消費者からの賠償請求を困難にする不明瞭な一部免責条項の無効、事業者の努力義務の拡充等の改正がなされ、また、特定適格消費者団体による消費者団体訴訟等を定める消費者裁判手続特例法について、消費者の被害救済や特定適格消費者団体の活動がより容易になるよう、対象となる損害や被告の範囲の拡大、和解の柔軟化等の改正がなされました。

企業活動において、「消費者志向経営」は重大な課題の一つであり、このような消費者関連法の改正動向の把握は企業としては非常に重要です。

今回のセミナーでは、このような消費者関連法の改正内容及び動向を多角的に把握し、それぞれの企業が自社において留意すべき点を確認していただくべく、消費者庁および適格消費者団体からそれぞれ消費者関連法に精通した講師をお招きし、消費者関連法最前線のお話をご講演いただく予定です。

その上で、ご参加の皆さまからのご質問事項に対して質疑応答及びパネルディスカッションを行いたいと思います。

ご参加の方は、**令和4年10月7日（金）までに裏面の申込書によりお申込み下さい。**是非とも多数のご参加をお願い申し上げます。

記

日 時	令和4年10月14日（金）午後3時～5時30分
場 所	ZOOMによるオンライン開催
テーマ ・講師	「消費者関連法の改正動向と企業における留意点」 1 「令和4年消費者契約法・消費者裁判手続特例法の改正」 伊吹 健人 氏（消費者庁 消費者制度課 政策企画専門官） 玉置 貴広 氏（消費者庁 消費者制度課 政策企画専門官） 2 「消費者団体の差止請求・被害救済手続の活動の現状と課題」 五條 操 氏（弁護士、消費者支援機構関西 理事・被害回復検討委員長、 はるか法律事務所） 3 質疑応答・パネルディスカッション 伊吹 健人 氏 玉置 貴広 氏 五條 操 氏 川村 哲二 氏（弁護士、春陽法律事務所）【司会】
参加費	無料
対 象	どなたでもご参加いただけます。
共催・後援	日本組織内弁護士協会関西支部（共催）、大阪弁護士会（共催）、 関西経済連合会（後援）

令和4年度 第3回 セミナー 申込書

セミナー「消費者関連法の改正動向と企業における留意点」

令和4年10月14日（金）午後3時～5時30分：ZOOM

概要については表面記載の通り

◎10月11日（火）までに下記のZOOMウェビナー登録サイトからお申し込み下さい。

https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_QICkk2EyTlitR3OMj_vgyA



日本CSR普及協会近畿支部HP (<http://www.jcsr-kinki.jp/>)
からも申し込みいただけます。
「日本CSR普及協会近畿支部」で検索してください。

【注意事項等】

- ① 申込期限までにお申込みの方には、お申込時に入力されたメールアドレス宛に、ZOOM から自動的に URL が記載されたメールが配信されますので、当日までメールを保管しておいてください。自動返信メールを見失った場合は、再度登録してください。また、前日までに事前配布資料等を送信いたします。
- ② 録画・録音は禁止とさせていただきます。
- ③ ご利用のデバイスや通信環境等の不具合については、主催者は責任を負わず、サポート対応等も行いかねます。あらかじめご了承ください。
- ④ <大阪弁護士会員向け>本研修は研修義務化対象講座です（3単位）。単位付与については、ZOOM の記録ログから登録番号と職務上氏名、履修状況を取得し、それらを確認の上、単位付与することになります。そのため、会員専用サイトにおける履修記録の単位の反映は、終了後2週間程度必要となりますので、あらかじめご了承ください。ご自身で会員サイトから「受講済申請」を行う必要はありません。
履修確認のために以下の点にご注意ください。
 1. 登録時に氏名（職務上氏名）と登録番号が正確に登録されていること。入室後にお名前を氏名（職務上氏名）と登録番号を併記した形に変更してください。
 2. 研修開始から研修終了予定時刻の間に15分以上接続できなかった時（インターネットの不具合による通信障害の場合も含む。）は履修が認定されません。
 3. ZOOM のサイトから参加者の情報（名前、参加時刻、退出時刻）等を研修の履行確認のために取得いたしますので、あらかじめご了承ください。

〈日本CSR普及協会近畿支部〉

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目9番3号 アールビル本館5階
中本総合法律事務所内 TEL 06-6364-6241 FAX 06-6364-6243

当近畿支部は、近畿弁護士会連合会構成の単位弁護士会所属の弁護士と企業会員が中心となって構成され、企業と弁護士の交流、並びに企業の健全な発展のための支援活動をおこなっています。詳しくは、近畿支部HP (<http://www.jcsr-kinki.jp/>) ご高覧ください。